

旭健推第118号  
令和2年4月6日

各医療機関の長

旭川市保健所長 鈴木直己  
(健康推進課担当)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

日頃から本市の保健衛生行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和2年4月2日付けで厚生労働省健康局結核感染症課から事務連絡がありました。

つきましては、旭川市ホームページ上に関係通知を掲載いたしますので、内容について御了知くださるようよろしくお願いいたします。

なお、今後取扱いに変更がある旨厚生労働省健康局結核感染症課より連絡がありましたら、随時お知らせいたします。

#### 1 厚生労働省からの事務連絡の概要について

新型コロナウイルス感染症の届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の(4)イ及びウで示されている「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」が、令和2年4月3日より「アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラン、インドネシア、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、ドイツ、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、バチカン、パナマ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポリビア、ポルトガル、ポーランド、マルタ、マレーシア、モナコ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク及びルーマニア」とされましたので御承知おきください。

#### 2 関係通知掲載URL：

旭川市ホームページ上の、「ホーム> 事業者向け> 健康・福祉・子育て・学校> 医療機関・薬局等> お知らせ> 感染症に関する通知 令和2年度」に掲載

(連絡先)

健康推進課保健予防係  
担当 山本

TEL 25-9848

FAX 26-7733